

第64回

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大の収束がまだ見えない中、株主さまの安全確保および感染拡大防止のため、株主さまにおかれましては、本年の株主総会のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

開催 日時

2021年6月16日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

開催 場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA
2階「瑞雲の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図を
ご参照ください。）

書面による議決権行使期限:
2021年6月15日（火曜日）午後6時まで

目次

招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役5名選任の件	8
第3号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度に係る報酬枠 再設定の件	11
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40

当社グループは、2022年2月の創業100周年を見据え、次の成長戦略に向けた基盤づくりをすべく、新たに「企業理念」と「使命」を制定しました。

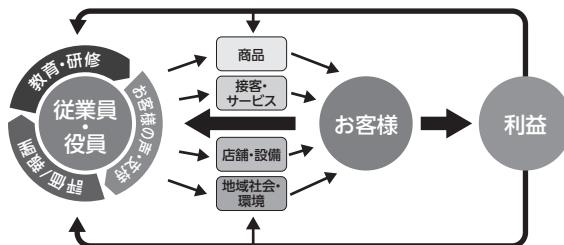
企業理念

- ① ヤマナカグループは、地域のお客様はじめすべての人たちの「健康」で「豊か」で「笑顔」あふれる「幸せ」な日常生活に貢献できることを目指します。そして、そのことがわれわれの「喜び」でもあり「幸せ」でもあると感じることができる企業グループを目指します。
- ② すべての従業員がヤマナカグループの一員であることに誇りを持って、「ヤマナカグループの主役」として自発的に生き活きと楽しく働き、やりがいと日々の成長を感じることができる企業グループを目指します。
- ③ ヤマナカグループは、常に世の中に新しい価値を生み出すことにチャレンジし、次の100年も地域になくってはならない身近な存在であり続けます。そして、地域の皆様から信頼され、地域とともに発展する企業グループとして、また、さまざまな取り組みを通じて地球環境にもやさしい企業グループを目指します。

◆概念図



◆「顧客価値を創造する」取り組みの循環図



使命

『顧客価値を創造する』

お客様にヤマナカグループの価値を認めていただくこと、ヤマナカで買い物をするに価値を感じていただくこと、そうした顧客価値を創り出すこと

企業行動憲章

1. 企業活動の基本姿勢

当社グループは、企業理念に基づきお客様に満足いただける品質、価値ある商品、安全かつ安心な商品、サービスなどお客様に喜ばれる販売活動を実施することにより地域社会の発展に寄与する。

2. 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、社会から信頼される企業を目指し、法令、社会通念および社内ルールを遵守し、良識ある企業活動を実践する。また、当社グループは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切係わらないこととする。

3. 情報の開示

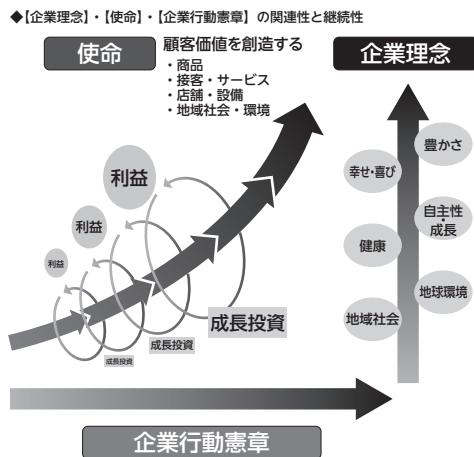
当社グループの定める開示ルールに基づき、必要な企業情報を公正かつ適時に開示する。

4. 地域環境への配慮

当社グループは、企業方針に基づき地球温暖化防止、資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組み、地域社会との調和に努め、環境保全と地域社会発展が両立する継続的な活動をおこなうこととする。

5. 従業員の尊重

当社グループは、従業員の人格及び個性を尊重するとともに、職場環境の整備に取り組み、従業員がその能力を十分に発揮しうる健全な企業環境を確保する。



(証券コード8190)
2021年5月26日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号

株 式 会 社 **ヤマナカ**

代表取締役社長 中 野 義 久

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大の収束がまだ見えない中、株主さまの安全確保および感染拡大防止のため、株主さまにおかれましては、本年の株主総会のご来場を見合わせ、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、事前に議決権をご行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月15日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月16日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第64期（2020年3月21日から2021年3月20日まで）事業報告、
連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.super-yamanaka.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.super-yamanaka.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会の決議ご通知は、株主総会后発送予定の当社株主通信に掲載させていただく予定です。

【株主の皆さまへのお願い】

- ・当日ご出席予定の株主さまは、健康状態に十分ご注意ください。また、マスクの着用、アルコール消毒液の使用、検温にご協力をお願いいたします。
- ・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席を見合わせることに十分にご検討ください。
- ・体調不良と思われる株主さまは、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・例年同様にお土産の配布はいたしません。

議決権行使 についてのご案内

7頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2021年6月16日(水曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出下さい。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2021年6月15日(火曜日)
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに当社株主名簿管理人に
到着するようご返送下さい。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2021年6月15日(火曜日)
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォ
ンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2021年6月15日(火曜日)
午後6時00分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載の議決権行使コード及びパスワード
をご利用のうえ、画面の案内に従って
議案に対する賛否をご登録下さい。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

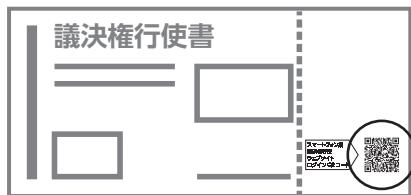
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

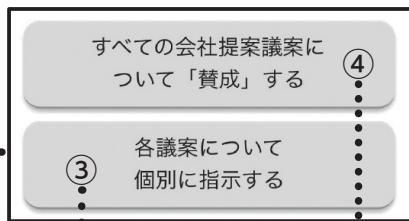


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力下さい。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する

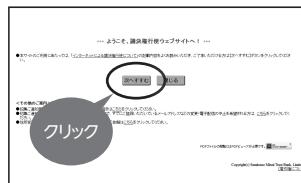


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

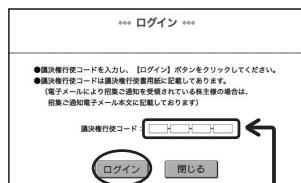
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



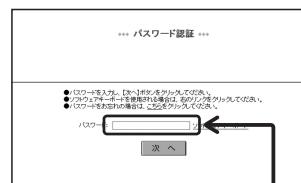
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力下さい。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力下さい。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置づけ、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、第64期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 5円 総額 96,314,705円

これにより、中間配当金（1株につき5円）を含めた当期の年間配当金は、1株につき10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月17日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 【再任】	 <p>なか の よし ひさ 中野義久 (1956年5月12日生)</p>	1985年3月 当社入社 1990年6月 当社取締役 1992年6月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 1996年2月 当社代表取締役副社長 1997年5月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	3,200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中野義久氏は、1997年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての見識、豊富な経験と実績を有しております。スーパーマーケット事業に精通し、当社の経営全般を統括する最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2 【再任】	 <p>お がわ たつ や 小川達也 (1955年2月5日生)</p>	1978年4月 株式会社東海銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2006年10月 同行名古屋営業部長 2009年3月 当社入社 2010年6月 当社取締役 2013年3月 当社専務取締役 2018年3月 当社取締役副社長 2020年9月 当社取締役副社長 副社長執行役員 (現任)	12,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小川達也氏は、金融機関において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識を有しております。当社においては取締役副社長として、当社の経営全般を統括し、今後も当社グループ全体の経営戦略およびコーポレートガバナンス戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 【再任】	 おお やま ひで き 大山秀樹 (1962年5月7日生)	1986年4月 三菱商事株式会社入社 2009年4月 同社農産ユニット 米・青果物チームリーダー 2013年2月 同社中部支社生活産業部長 2014年6月 アルビス株式会社専務取締役 2017年5月 当社入社 2017年6月 当社専務取締役 2020年9月 当社取締役 専務執行役員 本部長（現任）	3,500株
【取締役候補者とした理由】			
大山秀樹氏は、総合商社において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識に加え、スーパーマーケット事業の企業経営に関する経験と実績を有しております。当社においては取締役専務執行役員として本部を統括し、今後も本部の責任者として営業戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。			
4 【再任】 【社外】 【独立】	 よし だ まさ き 吉田雅樹 (1946年10月13日生)	1970年4月 名古屋青果株式会社入社 1977年5月 同社取締役 1983年5月 同社常務取締役 1995年4月 同社代表取締役専務 2011年6月 同社取締役副社長 2014年5月 同社相談役（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団専務理事 名古屋音楽学校名誉校長	1,600株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】			
吉田雅樹氏は、青果物の卸売事業に精通し、かつ長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。選任後は、当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督、指名・報酬委員会の委員長の職務等を適切に遂行いただくことを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>5</p> <p>【再任】 【社外】 【独立】</p>	 <p>に わ ま すみ 丹 羽 真 清 (1956年 1 月 7 日生)</p>	<p>1978年 4 月 チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社入社</p> <p>1999年11月 デザイナーフーズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2004年 6 月 デリカフーズ株式会社(現デリカフーズホールディングス株式会社)取締役</p> <p>2013年 4 月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年 2 月 同社取締役(未来創造最高役員)</p> <p>2020年 3 月 デザイナーフーズ株式会社顧問 (現任)</p> <p>2020年 7 月 当社取締役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>一般社団法人食と農の生命科学研究会 代表理事</p> <p>一般財団法人日本ヘルスケア協会理事</p> <p>一般財団法人日本アマニ協会理事</p> <p>デザイナーフーズ株式会社顧問</p>	<p>100株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>丹羽真清氏は、「食と健康」の分野に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。食の専門家としての経験や知識を活かし、独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。選任後は、会社経営者として「食や健康」の分野の豊富な経験と幅広い知識に基づく、経営的視点からの監督とアドバイスを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉田雅樹氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、丹羽真清氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって11か月となります
4. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏が再任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月14日開催の第59回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）および当社子会社の代表取締役（以下、「役員等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の役員等に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、役員等に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（事業報告【本招集ご通知24頁】をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2005年6月15日開催の第48回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額170百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は3名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員等に対して、当社および当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員等の退任時となります。

- (2) 本制度の対象者
当社の取締役（社外取締役、監査役は、本制度の対象外とします。）および当社子会社の代表取締役。
- (3) 信託期間
2016年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）
- (4) 信託金額
当社は、2016年3月20日で終了した事業年度から2018年3月20日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期対象期間」といいます。）およびその後の各次期対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の役員等への給付を行うための株式の取得資金として、87百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす役員等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式125,000株を取得しております。
なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は次期対象期間ごとに130百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数
本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、役員等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり76,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は228,000株となります。

(6) 役員等に給付される当社株式等の数の上限

役員等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は76,000ポイント（うち、当社取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は61,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、役員等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、役員等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（76,000株）の発行済株式総数（2021年3月20日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.3%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる役員等のポイント数は、原則として、退任時までには当該役員等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

役員等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた役員等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び当該役員等に役員等としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

役員等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、役員等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する役員等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により役員等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年初より新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、極めて厳しい状況で推移しました。2021年に入り輸出需要の拡大により製造業での持ち直しが見られるものの、外出自粛や営業時間短縮などの影響により個人消費は低水準で推移しており、非常に厳しい経営環境が続いております。

食品小売業界におきましては、コロナ禍における不要不急の外出自粛やテレワークなどによる内食需要・巣ごもり消費の高まりが売上を押し上げる要因となった一方で、個人所得の減少や雇用環境の悪化による消費マインドの低下、節約志向の強まりなど、先行き不透明な状況が続いております。

こうした状況の中、当社グループは、2020年5月に「衛生管理基本方針」を策定し、「お客様と従業員の命を守る」ことを最優先に、衛生管理の徹底や接触感染・飛沫感染防止策、販促方法の見直し、従業員の勤務時間内・外での感染防止策など感染症拡大防止対策を講じてまいりました。

更に当社グループでは、2022年の創業100周年を見据え、2020年6月に新たに企業理念を制定しました。また、次の成長戦略に向けた基盤づくりのため2020年9月及び2021年1月に組織改編を実施し、店長に権限と責任を委譲することによって、これまでの本部主導から店舗従業員主体の店舗運営に移行するとともに、本部は店舗での取り組みを徹底的にサポートする組織体制を構築するなど、当社グループの使命である「顧客価値創造」の実現に向けて当社グループ一丸となって取り組んでおります。

商品政策では、商品力の強化や差別化を図るため“ヤマナカ・フランテならでは商品”の展開を推進し、新プライベートブランド「Yamanakaスター」、「Frante二つ星」、「Frante三つ星」の開発、地元愛知産の商品開発や自社生鮮素材を使用した加工食品やデリカ商品の開発、独自性の高いバイヤーいち押し商品の拡販、フランテ独自のこだわり商品の品揃えの充実などに取り組みました。また、家庭で楽しむ食事や家飲みなど新しい生活様式に対応し、“プチ贅沢”や“おいしさ”にこだわった商品の品揃えの強化も実施しました。

販売政策では、毎週日曜日にお買い物をされたグラッチェカード会員様へ翌週の月曜日から土曜日にご利用いただける「5%割引得々クーポン券」の導入やボーナスポイント商品の拡充、電子マネーチャージキャンペーンなど、カード会員様向け販促を強化するとともに食品ロス対策として予約販売の強化を実施しました。

店舗政策では、地域特性やお客様ニーズに対応した商品構成や売場の刷新を図るため、2020年10月に柴田店（名古屋市南区）及び御油店（愛知県豊川市）の2店舗の改装を実施しました。また、お客様のレジ待ち時間の短縮による利便性の向上やレジ業務の効率化を目的に、二川店（愛知県豊橋市）など6店舗にセルフ精算レジを導入しました。

連結子会社のプレミアムサポート株式会社が運営する5店舗のスポーツクラブでは、緊急事態宣言期間中の臨時休業や休会者の増加など新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、「ASTYオンラインレッスン」の開始や運動不足解消のための様々なプログラムを提供するなど、一定の回復は見られたものの、新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、事業環境は不透明な状況が続いております。

以上のような施策により、当連結会計年度における経営成績は、コロナ禍での内食需要の高まりやお客様のまとめ買いによる客単価の上昇により、売上高に営業収入を加えた営業収益は998億5百万円（前期比2.7%増）となりました。利益面では、売上高の増加に加え、商品ロス削減の取り組みによる粗利益率の改善により、営業利益は20億47百万円（前期比195.0%増）、経常利益は21億64百万円（前期比180.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億97百万円（前期比153.9%増）となりました。

なお、セグメント別の実績については、当社グループは「小売事業及び小売周辺事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、54億14百万円であります。

その主な設備投資の内容は、土地取得のための投資、柴田店、御油店など既存店活性化のための改装投資、セルフ精算レジの導入などのシステム投資であります。

（3）資金調達の状況

事業用不動産として土地を購入するため、金融機関から長期借入金として25億円の資金調達を行ったほか、社債10億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、少子高齢化による小売業全体の市場規模縮小に加え、ドラッグストアやネット通販など業種・業態を越えた販売競争が激化するとともに、人手不足、最低賃金上昇などによる人件費、物流費、建設費などのコストが上昇するなど、経営環境は年々厳しさを増しております。また、変異ウイルス等により感染症が拡大傾向にあり、コロナワクチン普及にも時間を要していることから、当面、経済活動の停滞や景気の冷え込みが続くことが懸念されております。

こうした状況のなか当社グループは、2021年3月期を最終年度とする中期3ヵ年計画において(1)カスタマーファーストの深化、(2)従業員が成長し活躍できる環境・仕組整備、(3)持続的な成長を支える基盤整備、の3つを経営方針に掲げ、構造改革の実現に向けて取り組んでまいりました。

当該3ヵ年計画の最終年度である2021年3月期は、“ヤマナカ・フランテならではの商品”の拡充など商品力の強化、商品ロス対策による粗利益率の改善、店舗作業の効率化による生産性の向上など、収益性の改善に向けた取り組みにおいては、一定の効果が得られました。一方で、一部店舗の収益改善、本部生産性向上などの課題も残っております。

こうした状況を踏まえ、期中の2022年2月に創業100周年を迎える、2022年3月期を初年度とする新中期3ヵ年計画では、当社グループの使命「顧客価値創造」の実現のため、グループ各社と連携を図りながら、お客様に提供する商品、サービス、接客のレベルを高めるとともに、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動を行っていくことなどにより、お客様にヤマナカの価値を認めていただけるよう、構造改革の積み残し課題の断行と成長戦略として、(1)顧客価値創造の実践、(2)従業員の成長戦略、(3)業務改革の断行、(4)リスクマネジメントの適正化に取り組んでまいります。

顧客価値創造の実践への取り組みでは、各店舗の規模や商圈特性に応じたミッションを明確にし、店舗従業員が主体的に行動する店舗運営の推進強化を図るとともに、カード会員様向けデジタル販促等、ダイレクトマーケティングの拡大や、“ヤマナカ・フランテならではの商品”の開発、生鮮・デリカ部門での地元・地場商品の活用による地産地消の推進など商品力の強化に取り組んでまいります。また、2021年3月に連結子会社の株式会社アイビーを吸収合併し、これまで以上に食品売場と花売場の連携を図り、潤いのある暮らしの提案や季節感のある売場を演出することで、お客様に新たな価値を創造してまいります。

従業員の成長戦略への取り組みでは、足元においては、店舗従業員に対しての適正人員計画に基づく店舗運営推進のための店長・副店長、若手社員、シニア社員、パートナーへの即効力のある教育・研修、本部従業員に対しての専門的な知識習得、能力開発に向けた教育・研修、また、中長期においては、従業員の能力開発のための教育・研修体制の整備や評価・報酬・処遇のあるべき姿への整備を進めてまいります。また、当社グループ全体で「健康経営」を推進し、従業員一人ひとりがいきいきと働き、心身ともに健康で楽しく仕事ができる職場環境の整備に取り組んでまいります。

業務改革の断行への取り組みでは、店舗・本部での業務の簡素化、ペーパーレス化、電子化等による効率化、本部適正人員計画の策定、実施による本部生産性の向上に取り組んでまいります。

リスクマネジメントの適正化への取り組みでは、コンプライアンス遵守、災害や感染症の対応、システム入替を含めた情報セキュリティ体制の構築を進めてまいります。

また、企業理念の実現を目指し、使命である顧客価値創造の1つとして、地球温暖化防止、廃棄物削減などの環境保全、地域防災協定など地域のお客様と共に発展する企業としての社会貢献活動、社会から信頼される企業を目指し法令、社会規範の遵守と積極的な情報公開など、「ESG活動」について2022年3月期より当社グループ全体で積極的に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの収束時期、その後の景気や個人消費に与える影響を含め予断を許さない状況が続きますが、当社グループでは、引き続き、お客様や従業員の安全を第一に考え、衛生管理など感染拡大防止対策に万全を期すとともに、「顧客価値創造」の実現に向けて、全従業員一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	期別	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	(当連結会計年度) 2021年3月期
営 業 収 益 (百万円)		100,106	97,051	97,156	99,805
経 常 利 益 (百万円)		223	895	771	2,164
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		86	491	353	897
1株当たり当期純利益		4円51銭	25円66銭	18円46銭	46円85銭
総 資 産 (百万円)		38,006	36,493	36,462	42,163
純 資 産 (百万円)		15,490	15,441	15,081	16,573
1株当たり純資産額		809円17銭	806円12銭	787円37銭	865円22銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改訂(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期における総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア イ ビ ー	60	100.0	生花・園芸資材の販売
プレミアムサポート株式会社	30	100.0	店舗・設備等の管理メンテナンスおよびスポーツクラブの運営
サンデイリー株式会社	31	100.0	日配品・米飯類の製造・販売および店舗等の賃貸

(7) 主要な事業内容

当社グループは、食品スーパーマーケット事業を中核とする小売事業およびそれに附帯する小売周辺事業を営んでおります。

(8) 主要な事業所

①当 社

本 社 名古屋市東区
 物 流 セ ン タ ー 大府東海物流センター（愛知県東海市）
 生 鮮 加 工 セ ン タ ー しおなぎ生鮮センター（名古屋市港区）
 店 舗 63店舗

所在地	店 舗 名	店舗数
愛知県	八事フランチ・覚王山フランチ・富士見台フランチ・白壁フランチ 極楽フランチ・四軒家フランチ・勝川フランチ・八田フランチ館 新中島フランチ館・白土フランチ館・一宮フランチ館・西枇杷フランチ館 大府フランチ館・安城フランチ館・豊橋フランチ館・汐田フランチ館 赤岩フランチ館・アルテ新舞子・アルテ碧南・アルテ岡崎北 アステイ店・稲葉地店・大曾根店・小田井店 柴田店・清水店・庄内通店・滝ノ水店 つるまい店・則武店・日比野店・松原店 瑞穂店・みなと当知店・安田店・神守店 パディール店・追進店・味美店・鳥居松店 三郷店・共栄店・東海店・高横須賀店 粕谷台店・知多店・常滑青海店・豊田陣中店 高浜店・新安城店・西尾下町店・西尾寄住店 形原店・御油店・西羽田店・二川店 田原店・ザ・チャレンジハウス太平通・ザ・チャレンジハウス江南	59店舗
三重県	四日市富田フランチ館・アルテ津新町	2店舗
岐阜県	多治見フランチ・忠節フランチ館	2店舗

②主要な子会社

会 社 名	本 社
株 式 会 社 ア イ ビ ー	愛知県長久手市
プ レ ミ ア ム サ ポ ー ト 株 式 会 社	名古屋市緑区
サ ン デ イ リ ー 株 式 会 社	愛知県安城市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
910名 (2,801名)	50名減 (47名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
795名 (2,495名)	54名減 (45名減)	46.2歳	22.3年

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者 (9名) および臨時雇用者を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	5,807
株式会社みずほ銀行	3,075
株式会社三井住友銀行	1,052
株式会社名古屋銀行	545
三井住友信託銀行株式会社	402

(注) 上記借入金残高には、当連結会計年度末の下記社債残高が含まれております。
株式会社三菱UFJ銀行適格機関投資家限定無担保社債 2,140百万円
株式会社みずほ銀行保証付および適格機関投資家限定無担保社債 3,075百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,425,218株 (自己株式1,162,277株を含む)
 (3) 株主数 5,029名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
ヤマナカ共栄会	2,227,931	11.56
株式会社かなの	2,127,260	11.04
株式会社三菱UFJ銀行	962,044	4.99
株式会社みずほ銀行	888,534	4.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	815,900	4.23
セコム損害保険株式会社	599,294	3.11
第一生命保険株式会社	553,000	2.87
三井住友信託銀行株式会社	514,800	2.67
株式会社名古屋銀行	459,294	2.38
小 出 長 徳	404,300	2.09

- (注) 1. 当社は、自己株式1,162,277株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 2016年8月より当社の取締役 (社外取締役を除きます) に対しての業績連動型株式報酬制度 [株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))] を導入しております。なお自己株式には、株式給付信託 (BBT) 導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する108,300株を含んでおりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月20日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	中野義久	
取締役副社長 副社長執行役員	小川達也	
取締役 専務執行役員	大山秀樹	本部長
取締役	吉田雅樹	名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団専務理事 名古屋音楽学校名誉学校長
取締役	丹羽真清	一般社団法人食と農の生命科学研究会代表理事 一般財団法人日本ヘルスケア協会理事 一般財団法人日本アマニ協会理事 デザイナーフーズ株式会社顧問
常勤監査役	福井久造	
監査役	笠松栄治	税理士法人笠松&パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社社外監査役
監査役	横井陽子	栄監査法人代表社員 横井公認会計士事務所長

- (注) 1. 取締役 丹羽真清氏は、2020年6月17日開催の第63回定時株主総会において、新たに選任され、2020年7月1日付で就任いたしました。
2. 取締役 吉田雅樹氏および取締役 丹羽真清氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、社外監査役であります。
4. 取締役 吉田雅樹氏、取締役 丹羽真清氏、監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等をこれにより填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的に取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬および長期インセンティブ型報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」から構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役位毎の職責に応じて定めることを基本としております。

短期業績連動報酬は、会社の業績達成度合いを反映した金銭報酬とし、各取締役の業績に対する貢献度・成果を每期評価して算出された額を一定の時期に支給することを基本とし、目標となる指標とその値は、中期3カ年計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」は、役位およびあらかじめ定められた中期3カ年計画に基づく業績指標の達成度等に応じて、各取締役に対して每期ポイントが付与され、退任時にポイント数に応じて株式を支給し、一定割合については金銭での支給としております。

なお、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

当社では、取締役の報酬配分を決定するに当たって、透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会に各取締役の業績評価と報酬額を答申する手続きを経た上で、取締役会の決議に基づき報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させる観点から、各取締役の役位、職責等を勘案して決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役、監査役の指名、報酬に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された3名の委員で構成し、その中の1名は独立社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員の中から取締役会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について審議をし、取締役会へ答申をしております。

- ・取締役、監査役候補者の選任または解任を行うにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・株主総会に付議する取締役、監査役候補者の選任または解任に関する事項
- ・代表取締役および役付取締役の選定または解職に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役候補者の選任または解任に関する事項
- ・取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・取締役の報酬に係る制度設計に関する事項
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役の報酬等の内容に関する事項
- ・代表取締役社長等の後継者計画に関する事項

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月15日開催の第48回定時株主総会において報酬限度額は年額170百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人相当額は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2016年6月14日開催の第59回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2003年6月17日開催の第46回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	103	82	8	13	3
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	—	—	1
社外取締役	7	7	—	—	2
社外監査役	9	9	—	—	2

- (注) 1. 金銭報酬の業績連動報酬は、前連結会計年度の連結当期純利益の達成度等を業績指標としております。前連結会計年度の連結当期純利益は353百万円となりました。
2. 株式報酬の業績連動報酬は、当連結会計年度の連結売上高、連結営業利益、連結ROEの達成度等を業績指標としております。当連結会計年度の連結売上高は95,024百万円、連結営業利益は2,047百万円、連結ROEは5.7%となりました。なお、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	吉 田 雅 樹	名古屋青果株式会社の相談役、学校法人名古屋合唱団の専務理事および名古屋音楽学校の名誉学校長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外取締役	丹 羽 真 清	一般社団法人食と農の生命科学研究会の代表理事、一般財団法人日本ヘルスケア協会の理事、一般財団法人日本アマニ協会の理事およびデザイナーフーズ株式会社の顧問を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	笠 松 栄 治	税理士法人笠松&パートナーズの代表社員およびセイノーホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	横 井 陽 子	栄監査法人の代表社員および横井公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	吉 田 雅 樹	取締役会は16回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べるとともに、経営全般にわたり助言・提言を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、5回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	丹 羽 真 清	2020年7月に就任後、取締役会は11回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べております。また、取締役会の場において、食と健康の第一人者としての経験を活かし、鮮度管理や商品情報の伝え方などの提言を行っております。
社外監査役	笠 松 栄 治	取締役会は16回開催され、そのうち15回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。同じく監査役会は14回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会にオブザーバーとして、5回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために助言を行うなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	横 井 陽 子	取締役会は16回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。同じく監査役会は14回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の業務遂行状況および報酬見積り算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、収益認識基準の適用に関する助言に係る対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社グループは、企業理念を実現するために、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- ②代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ③社外取締役を複数選任することで、取締役の職務執行に対する監督・監視機能を維持・向上する。
- ④当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ②情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- ③取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織として代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定する。

- ②事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。
- ③緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画（BCP）を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ①当社グループ各社は、取締役会を定期的開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- ②当社は、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および職務執行の効率化を推進する。
- ③執行役員および当社グループの業務執行責任者は、当社グループ中期経営計画および年度事業計画達成のため、それぞれの業務計画を策定し機動的に執行する。
- ④当社グループ各社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの総合的な事業の発展を図るため、各社の経営課題解決のための積極的支援など連結経営管理基盤を体系的に整備する。
- ②グループ会社に対して原則として取締役および監査役を派遣し、各社における職務の執行が法令および定款に適合するよう監督、監査する。
- ③グループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、グループ会社の管理に関する規程に基づき、各社の営業成績、財務状況など重要な情報について当社への定期的な報告を求める。
- ④当社の内部監査室は、業務の適正性に関して当社およびグループ各社を定期的に監査し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の結果については取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ②当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得たうえで決定する。

(7) 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- ②当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
- ③当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認したうえで迅速に当社監査役に報告する。
- ④当社の内部監査室および人事総務チーム等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- ②監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
- ③監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- ①当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- ②これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。

本年度の主な取組状況は以下のとおりであります。

《法令遵守体制》

- ・当社グループの普遍的な企業の価値観、存在意義を「企業理念」として定め、「企業行動憲章」を実践し、「顧客価値創造」の実現に向けて一丸となって取り組むことを、当社グループ全体に周知した。
- ・「コンプライアンス規程」を改訂し、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会に組織を変更し、コンプライアンス推進体制を強化した。
- ・内部通報事案に対して事実確認・対応・再発防止を実施するとともに、重要事項については適宜、代表取締役社長および監査役に報告した。

《情報保存管理体制》

- ・株主総会議事録、取締役会議事録ならびに決裁稟議書等は、「文書取扱規程」に基づき所定場所にて管理し、業務の効率性を図った。
- ・サイバー攻撃や標的型攻撃メールに対する情報セキュリティ対策を実施し、情報資産の保護を図った。

《損失危機管理体制》

- ・「リスク管理規程」を改訂し、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会に組織を変更し、損失の危機管理を強化した。
- ・リスク管理委員会を年3回開催し、特に新型コロナウイルス感染によるリスクへの対応について協議を重ね、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な衛生上のリスク軽減のため、「衛生管理基本方針」を策定し、当社グループ全体に周知した。

＜効率性確保体制＞

- ・取締役会を16回（定例取締役会：12回、臨時取締役会：4回）開催し、経営方針・経営戦略など重要事項について意思決定した。
- ・会議の効率的な運営、議案の徹底した議論の実施、顧客価値創造実践の徹底・定着等を総合的に勘案し、業務執行会議をウィークリーミーティングと統合し毎週1回開催することにより、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図った。
- ・取締役会は取締役の職務執行を監督するため、各取締役から月度の業務執行状況に関して報告を受け、その内容を取締役会議事録に記録した。
- ・取締役会は、主要な組織に執行役員を配置し、迅速かつ適切な経営判断を実施した。

＜企業集団内部統制＞

- ・取締役会は、グループ各社の月次業績について報告を受けるとともに、当社グループの経営目標と進捗状況、経営課題およびその対策について審議し意思決定した。
- ・内部監査室は、グループ各社に対して全社的な内部統制に基づく評価を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告した。
- ・リスク管理委員会において連結子会社各社社長が参加し、課題共有・意見交換実施と各社リスクの特定・対応・評価報告を実施した。

＜財務報告内部統制＞

- ・取締役会は、本年度内部統制活動の事業拠点および業務プロセスの評価範囲について決議し、それに基づき整備評価および運用評価を実施した。
- ・取締役および執行役員は、業務執行会議において内部統制活動の上半期検証の報告を受け課題等について協議した。

＜監査役監査の実効性確保体制＞

- ・監査役会を14回開催し、監査実施状況について情報交換および協議した。
- ・監査役会は、四半期毎に会計監査人と会計監査に関する意見交換を実施した。
- ・監査役は、代表取締役社長および業務執行責任者と定期的な意見交換を実施した。
- ・監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席した。
- ・監査役は、専任の監査役スタッフ1名を継続して配置し、監査役監査の実効性向上と監査職務の円滑遂行を図った。
- ・監査役は、内部監査室から内部監査計画その他モニタリングの実践計画およびその実施状況について、適時かつ適切な報告を受けた。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,927	流 動 負 債	13,669
現金及び預金	4,599	買掛金	5,003
売掛金	1,211	短期借入金	200
商品及び製品	2,524	一年内償還予定社債	1,330
仕掛品	0	一年内返済予定長期借入金	1,923
原材料及び貯蔵品	148	未払金	1,650
その他	1,442	未払費用	1,124
貸倒引当金	△0	未払法人税等	666
		賞与引当金	327
固 定 資 産	32,181	ポイント引当金	141
有 形 固 定 資 産	22,929	店舗等閉鎖損失引当金	19
建物及び構築物	7,958	資産除去債務	31
機械装置及び車輛運搬具	518	その他の	1,251
器具及び備品	645	固 定 負 債	11,920
土地	13,366	社債	3,885
リース資産	330	長期借入金	4,972
建設仮勘定	108	リース債務	275
無 形 固 定 資 産	727	預り保証金	827
借地権	268	繰延税金負債	399
ソフトウェア	429	役員株式給付引当金	59
その他の	28	資産除去債務	1,293
投資その他の資産	8,524	その他の	206
投資有価証券	3,031	負 債 合 計	25,590
差入保証金	4,641	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	26	株 主 資 本	15,359
退職給付に係る資産	541	資本	4,220
その他	333	資本剰余金	6,538
貸倒引当金	△49	利益剰余金	6,563
繰 延 資 産	53	自己株式	△1,962
社債発行費	53	その他の包括利益累計額	1,213
資 産 合 計	42,163	その他有価証券評価差額金	1,047
		退職給付に係る調整累計額	165
		純 資 産 合 計	16,573
		負債・純資産合計	42,163

連結損益計算書

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		95,024
売上原価		70,032
営業総収入		24,992
営業総利益		4,780
販売費及び一般管理費		29,773
営業利益		27,725
営業外収益		2,047
受取利息及び配当金	53	
持分法による投資収益	12	
情報提供料収入	49	
補助金収入	32	
助成金の収入	30	
その他	77	
営業外費用		256
支払利息	47	
支払手数料	18	
社債発行費償却	20	
店舗等閉鎖損失引当金繰入	19	
その他	33	
経常利益		139
特別損失		2,164
固定資産除却損	66	
減損損失	398	
臨時休業等による損失	50	
税金等調整前当期純利益		514
法人税、住民税及び事業税	659	
法人税等調整額	93	
当期純利益		1,649
親会社株主に帰属する当期純利益		752
		897
		897

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,220	6,538	5,858	△1,962	14,655
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△192	-	△192
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	897	-	897
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	704	△0	704
当 期 末 残 高	4,220	6,538	6,563	△1,962	15,359

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	633	△207	426	15,081
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△192
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	-	897
自己株式の取得	-	-	-	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	413	372	786	786
当 期 変 動 額 合 計	413	372	786	1,491
当 期 末 残 高	1,047	165	1,213	16,573

貸借対照表

(2021年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,172	流 動 負 債	13,103
現金及び預金	4,379	買掛金	4,950
売掛金	1,188	一年内償還予定社債	1,330
商貯蔵品	2,495	一年内返済予定長期借入金	1,923
未収入品	119	未払金	1,601
未収入金	879	未払法人税等	1,007
関係会社短期貸付金	564	未払引当金	651
その他の貸倒引当金	546	預賞金	857
	△0	ポインツ引当金	301
固 定 資 産	30,230	店舗等閉鎖損失引当金	141
有形固定資産	21,367	資産除却償価	19
建物	7,012	その他の償価	31
構築物	258	固 定 負 債	11,788
機械及び装置	473	社債	3,885
車両運搬具	0	長期借入金	4,972
器具及び備品	624	リース負債	183
土地	12,645	預り保証金	926
リース資産	244	繰延税金負債	318
建設仮勘定	108	役員株式給付引当金	59
無形固定資産	704	資産除却償価	1,237
借地権	260	その他	205
ソフトウェア	416	負 債 合 計	24,892
その他の資産	27	(純資産の部)	
投資その他の資産	8,158	株 主 資 本	14,516
投資有価証券	2,332	資本金	4,220
関係会社株式	592	資本剰余金	5,766
関係会社長期貸付金	142	利益剰余金	5,466
保険積立金	137	利益準備金	570
差入保証金	4,488	その他利益剰余金	4,895
長期前払費用	157	固定資産圧縮積立	555
前払年金費用	306	別途積立金	960
その他の引当金	16	繰越利益剰余金	3,380
貸倒引当金	△15	自 己 株 式	△936
繰 延 資 産	53	評価・換算差額等	1,047
社債発行費	53	その他有価証券評価差額金	1,047
資 産 合 計	40,457	純 資 産 合 計	15,564
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,457

損 益 計 算 書

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	94,812
売上原価	70,355
営業総利益	24,456
営業収入	4,329
営業総利益	28,786
販売費及び一般管理費	26,654
営業利益	2,131
営業外収益	
受取利息及び配当金	58
受取情報提供料収入	49
受取補助金の収入	22
その他	32
営業外費用	215
支払利息	44
支払手数料	18
社債発行費償却	20
店舗等閉鎖損失引当金繰入額	19
その他	32
経常利益	135
特別損失	2,212
固定資産除却損失	64
減損損失	197
税引前当期純利益	261
法人税、住民税及び事業税	634
法人税等調整額	62
当期純利益	1,950
	696
	1,254

株主資本等変動計算書

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,220	5,766	5,766	570	578	960	2,295	4,404
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△192	△192
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△22	-	22	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	1,254	1,254
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△22	-	1,084	1,061
当 期 末 残 高	4,220	5,766	5,766	570	555	960	3,380	5,466

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△936	13,455	633	633	14,089
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△192	-	-	△192
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	1,254	-	-	1,254
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	-	-	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	413	413	413
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,061	413	413	1,475
当 期 末 残 高	△936	14,516	1,047	1,047	15,564

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中有限責任監査法人 トー マ ツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥田 真樹 ㊞

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 貴俊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2020年3月21日から2021年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 田 真 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 貴 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2020年3月21日から2021年3月20日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月21日から2021年3月20日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響を極力抑えるため、当社グループは、「衛生管理基本方針」を策定し、感染予防と拡大防止対策に取り組んでおります。そして、監査役会はその実施状況を確認しております。

2021年5月10日

株式会社ヤマナカ	監査役会
常勤監査役	福井久造 ㊞
監査役(社外監査役)	笠松栄治 ㊞
監査役(社外監査役)	横井陽子 ㊞

以上

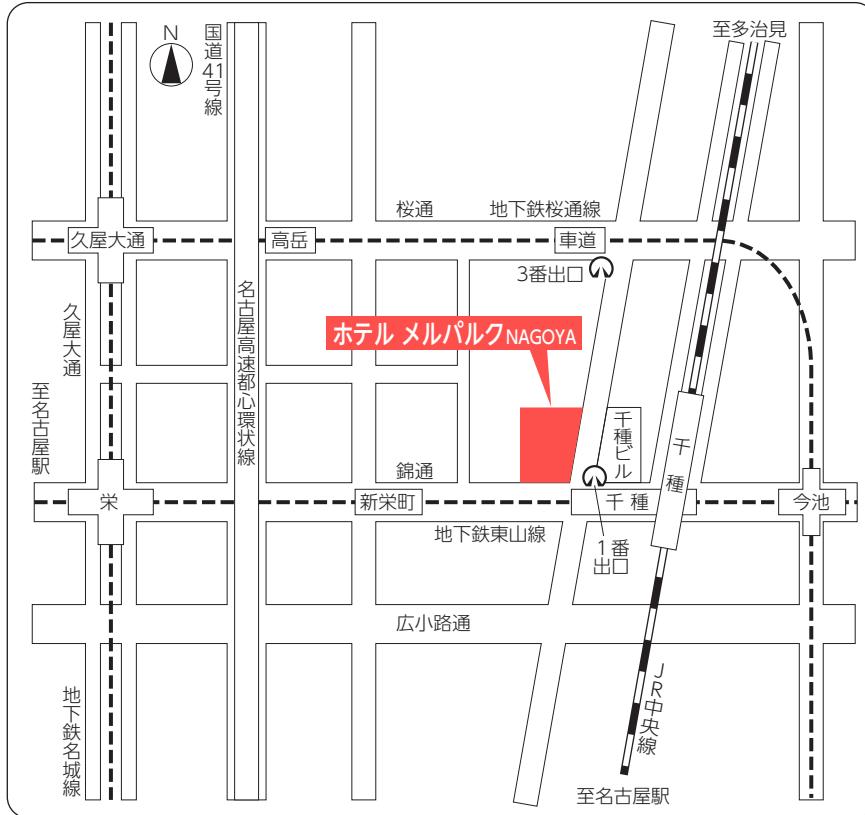
株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」

交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約1分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。

*受付は2階でいたしております。



*株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

